

また、再生可能エネルギー発電事業者に出力抑制を行う場合も、出力予測システムの高度化やオンライン制御設備の設置に対する助成を行うなど、その量は必要最低限とし、かつ公平となるよう制度の運用に努めること。

オ 発電設備の設置に当たって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して地域住民への事前説明を義務付けるなどの法整備を図ること。さらに、関係法令等に係る必要な手続きの完了を適時適切に確認すること。

また、FIT 制度終了後や事業者の経営破綻時において、太陽光パネル等が放置されるおそれがあることから、撤去及び処分が適切に行われる仕組みを作ること。

④脱炭素社会の実現に向けたエネルギー関連技術の開発等の促進

関西には、エネルギー関連技術（水素・燃料電池、蓄電池、太陽光発電や洋上風力発電、波力発電、海流発電、次世代自動車、スマートグリッド等）を有する企業をはじめ、我が国を代表する先端研究拠点としての大学、研究機関が多数集積していることから、関西のポテンシャルを活用するため、エネルギー関連技術への積極的な投資促進等を図ること。

(2) エネルギー政策の推進

①広く国民の理解が得られる中長期的なエネルギー政策の推進

ア 国においては、中長期のエネルギー政策について広く国民の理解を得るとともに、再生可能エネルギーの主力電源化という方向性のもと、総合的・計画的に効果的な施策を推進すること。

イ 将来に向けての日本近海のメタンハイドレート資源の調査・回収技術開発、海流発電等海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備など、エネルギー源の多様化とエネルギー自給率を高めるための取組を着実に推進すること。

ウ 災害に強い強靱な国土構造を構築するため、「今後の天然ガスパイプライン整備に関する指針」（平成 28 年 6 月）に示された導管整備に係る有識者会議を設置し、政府において主要都市を連絡する全国天然ガスパイプライン幹線計画を策定するとともに、整備を促進する制度を創設すること。また、そのリーディングプロジェクトとして、舞鶴港等の日本海港湾への LNG 受入基地の整備、日本海側と太平洋側の都市圏を結ぶ南北横断パイプラインの整備等を促進する財政等の支援制度を創設すること。

②低廉で安全かつ安定した電力供給体制の構築

ア 電力システム改革は“電力の安定供給の確保”や“電力料金の最大限抑制”を目

的として進められてきたが、令和3年1月の電力需給ひっ迫の原因究明を行った上で、適切な改善・対策を行うこと。

イ 広域的な電力融通や電力需給の調整に資する以下の取組を推進すること。

- ・ 送配電網の強靱化や卸各種電力市場の活性化を迅速に推進すること。
- ・ コージェネレーションシステムなど自立・分散型電源の導入促進を図ること。

ウ 再生可能エネルギーについては、地球温暖化対策等の観点から、積極的に導入を促進すべきものであるが、一方で、電力需給ひっ迫の要因ともなる発電時の出力の不安定さや発電コストの高さ、電力系統の安定性への影響のほか、固定価格買取制度による需要者の負担への影響などの課題もあることから、引き続き再生可能エネルギーによる発電のコストや安定供給力としての課題解決に向けた取組の実施を進めること。

③水素社会の早期実現に向けた水素インフラの整備等の推進

究極のクリーンエネルギーといわれる「水素」を活用する「水素社会」を早期に実現するためには、燃料電池自動車（FCV）や燃料電池バス（FCバス）を始めとする水素アプリケーションの普及や水素ステーションの整備促進等が重要である。また、2025年大阪・関西万博を契機に水素の社会実装を一層加速させることが必要である。

このため、平成29年12月に官民が共有すべき大きな方向性・ビジョンを示した「水素基本戦略」や令和2年12月の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等に基づき、商用車を含めたFCV等の導入支援策の実施やさらなる規制緩和の実現など、積極的な導入促進施策を講じること。

加えて、水素需要を創出し、水素コストの低減に資する国際的な水素サプライチェーンの開発や水素発電の商用化、地域での再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素や副生水素の利活用拡大等に向け、技術開発はもとより社会実装を強力に推進すること。

(3) 鳥獣被害防止対策予算の確保・拡充

野生鳥獣の被害を軽減するためには、捕獲と防除による総合的な対策が必要である。

国による「抜本的な鳥獣捕獲等対策」の目標を達成する上でも、各自治体による計画的な施策、事業の推進を支援し、農林水産被害および森林等生態系被害の軽減に資するため、鳥獣被害防止総合対策交付金および指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の予算を確保・拡充すること。

(4) プラスチック対策の推進

プラスチックごみの削減に向けて、行政をはじめ、消費者や事業者など、広く国民的

な気運の醸成が不可欠であり、3Rの取組の一層の普及を図ること。

また、プラスチック資源循環促進法やバイオプラスチック導入ロードマップ等に基づき、代替素材への転換に係る技術開発の促進、製造・販売を行う事業者による自主回収の働きかけ、市町村の行う回収が促進されるような支援等を行うことにより、ワンウェイプラスチック製品等の抑制・回収対策を着実に推進すること。

マイクロプラスチックを含む海洋や湖沼のごみについて、環境に与える影響や発生メカニズム、排出量、流出経路などの実態把握と、事業所等からの流出防止手法の検討や、陸域における回収活動の活性化への支援などの発生抑制対策を講ずること。

海洋ごみ対策について、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であるため、日本海沿岸諸国に対して、廃棄物の適正処理や海岸漂着物、漂流ごみ・海底ごみの発生防止を働きかけるとともに、海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみの回収・処理に係る財政支援について、十分な予算を確保し、国の全額負担による恒久的な支援制度に見直すこと。

